

閣
第一四七号

起案

平成二十九年九月二十八日

決定	平成二十九年九月二十八日
上奏	平成二十九年九月二十八日
御下付	平成二十九年九月二十八日

施行	平成	年	月	日
公布	平成	二十九年	九月	二十八日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五



内閣総務官



麻生 国務大臣

五

加藤 国務大臣

五

小野寺 国務大臣

五

鈴木 国務大臣

五

野田 国務大臣

五

齋藤 国務大臣

五

江崎 国務大臣

五

松山 国務大臣

五

上川 国務大臣

五

世耕 国務大臣

五

小此木 国務大臣

五

茂木 国務大臣

五

河野 国務大臣

五

石井 国務大臣

五

梶山 国務大臣

五

吉野 国務大臣

五

林 国務大臣

五

中川 国務大臣

五

菅 国務大臣

五

衆議院解散について

右閣議に供します。

詔書案

日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。

御名 御璽

平成二十九年九月二十八日

内閣総理大臣

案 (一)

別紙詔書が発せられましたから、お伝えいたします。

平成二十九年 月 日

内閣総理大臣

衆議院議長宛て

案 (二)

別紙詔書が発せられました旨衆議院議長へお伝えいたしました。
右お知らせいたします。

平成二十九年 月 日

内閣総理大臣

参議院議長宛て

◎ 参照条文

○ 日本国憲法（抄）

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

（略）

三 衆議院を解散すること。